

上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務
受託候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務を実施するに当たり、コンペ方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、仕様書、審査基準の確認等に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査に関すること。
- (3) 受託候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経済振興部長
- (2) 観光おもてなし課長
- (3) 観光おもてなし課長補佐（2名）
- (4) 観光係長

2 審査会に会長を置き、経済振興部長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査項目及び審査方法)

第5条 審査における審査項目は、別表のとおりとし、審査項目に基づき総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、経済振興部観光おもてなし課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

別表 審査項目及び評価の方法の標準

○審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
組織	業務執行力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験・実績	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か（担当者の配置、構成、工程の的確性、妥当性）	10
企画提案	情報発信方法	都市圏への情報発信が効果的で、本市の関係人口の創出が期待できるか	30
	イベントの実行性	無理なく関係者等と調整ができ、イベントを実行できるか	10
	販促物等の制作	統一感のある販促物や装飾品を制作することができるか	10
	独自提案	情報発信の方法、回数及び時期等、ナナメ上で効果的な情報発信が期待できるか ※効果的な独自提案がある場合は加点	30

○評価方法

- 1 評価は、上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案の内容についてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 各審査委員の評価点数の合計点が審査会の出席者×50点未満の場合は、受託候補者の決定は行わない。
- 3 各審査委員が1により評価した評価点数の合計点を基に順位付を行い、その順位を得点として、各審査員の得点の合計が最も低い者を受託候補者とする。
- 4 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 審査委員の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、審査事項企画提案の点数が高い者を受託候補者とする。
 - (3) (2)が同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とする。
- 5 企画提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、2を適用する。